

(特記仕様書 別紙2)

【港南公会堂・港南土木事務所・港南区民活動支援センター 管理区分表】

事項	内容及び主体	経費負担	備考
日常管理	1 各々の専用部分は自主的に管理する。	各施設	
	2 両施設固有の備品等の修繕は各々分担し実施する。	各施設	
	3 共用部分及び敷地内の管理については、公会堂が実施する。	公会堂	
営繕	1 専用部分固有の施設設備の修繕工事は各々自主的に実施する。	各施設	自動ドア、昇降機、電動シャッターに関する保守点検等は公会堂、営繕は各々で行う。
	2 共用部分の施設設備の修繕工事は公会堂が実施する。	公会堂	
	3 施設全般にかかる空調設備等の修繕工事は公会堂で行う。	公会堂	
設備管理	1 施設全般に係る設備管理業務は公会堂が実施する。業務内容については、両施設協議の上決定する。	公会堂	
	2 設備管理に係る連絡調整は公会堂が行う。		
	3 設備管理業務の検査確認は公会堂が行う。		
防火管理	1 公会堂、その他施設はそれぞれ防火管理者を定め、専用部分について防火管理する。		
	2 専用部分以外は公会堂が防火管理する。		
	3 消防設備の維持・補修は公会堂が実施する。	公会堂	
光熱水費	占有部分の光熱水費は公会堂が一時的に負担し、他2施設の各々の使用分を算出し、別途請求する。なお検査確認は公会堂で行う。ガス料金については土木事務所が支払う。	公会堂	共有部分のガス料金を除く光熱水費は公会堂で負担する。
清掃	1 清掃は公会堂が実施し、各々の使用分を算出し、別途請求する。	各施設	日常清掃では実施しにくい箇所は必要に応じて定期清掃を実施すること。
	2 施設外周部を含め共有部分は公会堂が清掃を行う。	公会堂	